

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「お客様の信頼を得ること」、「『高感度・高品質・リーズナブルプライス』という価値を追求すること」、そして、「お客様の声に真剣に向き合うこと」を経営理念として掲げ、その実現を通して持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことを基本方針としております。

そして、すべての利害関係者と社会全体に対し、企業としての責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの要諦である経営の透明性、活動の公平性、意思決定の迅速性、及び適切な情報開示を経営の最重要課題と位置づけ、戦略を展開してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

〔補充原則1-2-4 株主総会における議決権の電子行使のための環境づくり、招集通知の英訳〕

当社は、書面による議決権行使制度を採用しており、現状、議決権行使に大きな支障はないものと考えております。また、招集通知の英訳につきましては、作成にかかるスケジュール等について問題があることに加え、現時点では外国人株主の議決権行使状況に特段の支障はないと認識しているため実施しておりません。今後、議決権の行使状況のほか、機関投資家や海外投資家の比率等の状況を見て、必要と判断した場合は採用いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

〔原則1-4 政策保有株式〕

当社は、投資目的以外の目的で上場株式を保有しておりません。また、今後とも保有する予定はありません。

〔原則1-7 関連当事者間の取引〕

当社は、「関連当事者間取引に関するガイドライン」を定め、当社取締役、子会社等、ならびに主要株主等との間で行う取引に関して、適切な手続きを踏むこととしております。

〔原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

当社は企業年金制度を導入しておりませんが、従業員の資産形成のため、選択制確定拠出年金制度(DC)を採用しています。

〔原則3-1 情報開示の充実〕

(i) 経営理念等や経営戦略、経営計画

経営理念: 当社ホームページに掲載しております。

経営戦略: 人口構成の変化に伴い20代～30代の世代人口が減少しているほか、新たな通信媒体の普及や社会保険料負担の増加等に伴う若年層によるアパレル消費の減少など、婦人服アパレル市場には大きな構造変化の波が押し寄せています。

当社は、こうした状況の変化に適切に対応すべく、下記の経営ビジョンを掲げております。

・ほとんどすべての年代の女性が、いつでも、どこでも、ハニーズの洋服を手に入れることができる
・ハニーズの洋服を手にした人は、感度・品質・価格に満足して、ロイヤルカスタマーになる
・お客様のニーズをきめ細かく追及し商品化することによって、お客様の自己実現に貢献する・・・私たちはそんな婦人服SPAを目指してまいります。

この経営ビジョンを実現するために、以下の3項目を経営戦略として展開しております。

イ. 適正在庫の投入と業務の見直しにより、店舗業務の効率化を図ります

ロ. コアの成長ドライバーとして、EC事業をさらに強化します

ハ. ミャンマー自社工場の生産能力を拡充します

経営計画: 各事業年度の業績見通し及び中期経営計画を公表しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書、及び有価証券報告書「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(iii) 取締役の報酬の決定に関する基本方針と手続につきましては、本報告書「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」、及び有価証券報告書「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (4) 役員の報酬等」に開示しております。

執行役員の報酬につきましては、給与規程の定めに基づき、年2回実施する人事考課を勘案し、代表取締役社長が他の業務執行取締役と協議のうえ決定しております。

(iv) 執行役員の選解任及び取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は以下の通りです。

執行役員につきましては、これまでの業務経験、実績、課題遂行能力等を総合的に勘案し、代表取締役社長が他の業務執行取締役と協議のうえ選定し、指名報酬委員会に諮り決定しております。また、日ごろの指導力や業務遂行実績等から勘案し、執行役員の職にふさわしくないと判断した場合は、他の業務執行取締役と協議のうえ、指名報酬委員会に諮り解任を決定します。

業務執行取締役につきましては、これまでの業務経験、実績、課題遂行能力等を総合的に勘案し、代表取締役社長が他の業務執行取締役と協議のうえ、原則として、執行役員経験者の中から候補者を選定し、指名報酬委員会に諮り、その後、取締役会の決定を経たうえで、株主総会に取締役候補者選任議案として提案しております。

また、担当職務における年間の業務実績、指導力、課題遂行能力、健康状態等を勘案し、職務継続が困難であると判断した場合は、指名報酬委員会に諮り、任期満了を待って退任を促します。

監査等委員である取締役にしましては、経営の監督者として相応しい人物を選定し、監査等委員会における審議承認、及び取締役会の決議を経たうえで、株主総会に取締役候補者選任議案として提案しております。

また、担当職務における年間の業務実績、指導力、課題遂行能力、健康状態等を勘案し、職務継続が困難であると判断した場合は、監査等委員会において審議承認のうえ任期満了を待って退任を促します。

(v) 取締役の選任理由は、本報告書「会社との関係(2)」及び株主総会招集通知に選任の理由を記載しております。

また、経営幹部（執行役員）の選解任については、外部への理由説明等は行っておりません。

[補充原則4-1-1 取締役会の決定事項等]

当社は、監査等委員会設置会社に移行し、経営の意思決定・監督と業務執行を明確に分離し、取締役会の監督機能の強化を図っております。また、取締役会規程及び職務権限規程におきまして、経営陣に対する委任の範囲を定めております。

取締役会は、業務執行取締役と監査等委員である取締役に構成され、当社及びグループ会社に関する経営の基本方針の決定、取締役の職務の執行の監督、代表取締役社長の選定、及び法令や定款に定められた事項を行います。

執行役員会議（部長会）は、代表取締役社長が議長となり、業務執行取締役、執行役員、各部長が全員出席し、各担当セクションの課題及び業務執行状況を報告し、その対策を協議します。なお、常勤の監査等委員である取締役は、本会議にオブザーバー参加し、情報を共有します。執行役員は、各事業分野に統括責任者として配置され、取締役会、執行役員会議で決定された事項に基づき、各事業分野における業務遂行の実施責任を担っております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、以下の通り、「社外取締役の選任ガイドライン」及び「社外取締役の独立性基準」を定めております。

[社外取締役の選任ガイドライン概要]

当社は、誠実な人格と高い識見を有し、経営の監督者として相応しい人物を社外取締役候補者として選任する。

[社外取締役の独立性基準概要]

当社は、社外取締役候補者の選任にあたり、東京証券取引所が定める独立性の判断基準に加え、以下の基準等によって、当該候補者と当社の一般株主との間に利益相反の生じるおそれがないことを確認する。

- (1) 当社の主要株主でないこと、もしくは当社が主要株主である法人の取締役等でないこと
- (2) 最近3年間に於いて、当社の直近の年間連結売上高の2%以上に相当する取引高がある主要な取引先等の取締役等でないこと
- (3) 当社もしくは子会社等から取締役等を受け入れている会社等の現在の取締役等に該当しないこと
- (4) 当社もしくは子会社等の監査法人である公認会計士もしくは監査法人に所属している者等でないこと。または、それ以外で当社もしくは子会社等から役員報酬以外に過去3年間平均で年間1,000万円を超える金銭等を得ている者に該当しないこと

[補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方]

当社の取締役会は、事業規模、事業内容等を勘案し、業務執行取締役5名以内、監査等委員である取締役5名以内の規模で構成することとしております。

業務執行取締役候補者は、誠実な人柄、高い識見と能力を有し、これまでの業務経験、実績、課題遂行能力等を総合的に勘案し、代表取締役社長が他の業務執行取締役と協議のうえ選定し、指名報酬委員会に諮り、取締役会において決定しております。

社外取締役候補者は、「社外取締役選任ガイドライン」及び「社外取締役の独立性基準」を満たし、経営の監督者として相応しい人物を選定し、指名報酬委員会に諮り、取締役会において決定しております。

現在は、取締役8名のうち3名が独立社外取締役（いずれも監査等委員）であり、取締役会において独立した中立的な立場からの議論が可能となっております。

[補充原則4-11-2 取締役の他の上場会社の役員兼任状況]

社外取締役の他社における兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書において、毎年開示しております。

業務執行取締役である取締役は、全員、当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼務しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。

[補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価]

当社は、取締役会全体の実効性について定期的な分析・評価を実施しております。その分析結果につきましては、当社ホームページ上で開示しております。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針]

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる資質を備えた人物を取締役に選任しております。

各取締役に対しては、取締役としての責任と義務、法的リスクなどの知識の習得について自己啓発を促すとともに、必要に応じ、信託銀行や監査役協会等が主催する取締役向けセミナーへの参加を推奨しております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、IR担当取締役を選任するとともに、経営企画室をIR担当部署としております。

株主や投資家に対しては、決算説明会を開催し、代表取締役社長がスピーカーとなって経営方針などを説明するとともに、随時、スモールミーティングや電話によるカンファレンスを実施し、株主の理解を得るよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社E・E・Y	9,320,000	33.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,490,900	5.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,039,000	3.73
公益財団法人ハニーズ財団	1,000,000	3.59
江尻 義久	830,000	2.98
江尻 英介	826,000	2.96
江尻 あい子	636,000	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	490,500	1.76
福山通運株式会社	421,700	1.51
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS	400,000	1.44

支配株主 (親会社を除く) の有無	----
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に社名を変更しております。

・2020年8月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書 (変更報告書) において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2020年8月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、その大量保有報告書 (変更報告書) の内容は、以下のとおりであります。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 所有株式数 2,149,500株 (割合 7.70%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	小売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、特定の資本系列や株式の持ち合い関係はなく、企業属性からみた支配関係は存在しません。
 また、当社は、親会社や上場子会社を有しておらず、資本構成に関して、コーポレート・ガバナンスに影響を与える要素は存在しません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
國井 達夫	弁護士											
鈴木 芳郎	公認会計士											
金子 基宏	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
國井 達夫	○	○	---	國井達夫氏は、弁護士として企業法務に精通していることから、当社経営の透明性、公平性、遵法性に関して、専門的視点から監督できる立場にあると判断したためであります。 また、東京証券取引所の定める独立役員の要件に適合しており、当社経営陣との間に利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

鈴木 芳郎	○	○	----	鈴木芳郎氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社経営の透明性、公平性、遵法性に関して、専門的視点から監督できる立場にあると判断したためであります。 また、東京証券取引所の定める独立役員の要件に適合しており、当社経営陣との間に利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
金子 基宏	○	○	金子基宏氏が2012年3月まで業務執行者であった株式会社みずほ銀行との間には取引関係がありますが、株式会社みずほ銀行からの借入はなく、主要取引先にも該当しないため、取締役として独立した立場で株主のために判断することに支障はないと判断しております。	金子基宏氏は、株式会社みずほ銀行の業務執行者として勤務するなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として適任であると判断いたしました。 また、株式会社みずほ銀行との取引の規模、性質に照らして、株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、その職務の遂行に必要な場合、内部監査室所属の従業員を監査等委員会を補助する従業員とすることができ、また、内部監査室所属の従業員に対して監査業務上必要な事項を命令することができることとしております。なお、監査等委員会より監査業務上必要な事項の命令を受けた内部監査室所属の従業員は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役及び内部監査室長等の指揮命令を受けないこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、独立監査人としてEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。また、内部統制に関する問題等について、助言及び指導を受けております。

監査等委員会、会計監査人ならびに内部監査室は、計算書類及び内部統制等に関する社内情報を共有し、密に連携を図っております。

監査等委員会と会計監査人は、年2回定期会合を開催するほか、監査等に関する新たな課題がある場合は、随時会合を持っております。

内部監査室は、監査等委員会に対し、年間監査スケジュールに基づいた監査報告書を提出するほか、随時会合を持って、内部統制等に関する課題を協議しております。また、内部監査室による内部監査の実施状況は、即時、監査等委員会に報告され、会計監査人により監査を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

(指名報酬委員会)

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、代表取締役社長及び独立社外取締役3名からなる指名報酬委員会を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

「利益連動給与」については、取締役会の決議に基づき、当該事業年度の営業利益率（連結ベース）を基礎とした係数を年間報酬額に乗じて算出しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等に関しては、取締役会で決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬等に関しては、監査等委員会で決定しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2015年8月18日開催の定時株主総会決議に基づき、固定報酬枠（年額80百万円以内）と業績連動型の変動報酬枠（年額40百万円以内）をあわせた年額120百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）であります。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年8月18日開催の定時株主総会決議に基づき、年額30百万円であります。

当社は、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、社外取締役3名に代表取締役社長を加えた合計4名で構成されております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個別の報酬等の額については、株主総会決議に基づく報酬総額限度内で代表取締役社長が原案を策定の上で指名報酬委員会に諮問し、その審議・答申を踏まえて取締役会で決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員会において、株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で個別の報酬を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役はすべて監査等委員であるため、内部監査室が主管部署としてサポートしているほか、総務部と連携して、取締役会や執行役員会議など重要な会議の開催予定を社外取締役に連絡するとともに、会議資料を事前に届けることによって、取締役会の実効性の確保に努めております。

また、常勤の社内取締役は、他の社外取締役と密に連絡を取るなど、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 業務執行、監査・監督については以下の通りであります。

(1) 企業統治の体制

企業統治の体制の概要

当社は、2015年8月18日開催の第37回定時株主総会において、「監査等委員会設置会社」に移行し、社外取締役を複数選任するとともに、監査等委員である取締役により構成される監査等委員会による監査を実施するなど様々な施策を講じることで、コーポレート・ガバナンス体制を強化するとともに、取締役への権限委譲により迅速な意思決定を図っております。

(取締役会)

当社の取締役会は、業務に精通する業務執行取締役4名と監査等委員である取締役4名（うち3名は社外取締役）の合計8名で構成しております。取締役会は、定款に基づき業務執行の決定の権限を一部代表取締役社長に委任し、経営の基本方針等業務執行の基本的な事項の決定、及び経営執行状況の監督に注力しております。取締役会は、定例取締役会として毎月1回開催するほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。

(監査等委員会)

当社は監査等委員会設置会社であります。

監査等委員会は、3名の社外取締役を含む4名の監査等委員で構成し、取締役の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性、内部統制システムの構築・運営、会計監査人の監査の方法及び結果について監査を行い、会計監査人の選任・解任の要否について評価・決定しております。

(執行役員会議)

当社は、執行役員制度を導入して業務執行責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。業務執行取締役、執行役員ならびに部門責任者で構成される執行役員会議を月1回開催し、事業運営上の重要事項を審議するほか、執行結果を報告して全社横断的な情報の共有に取り組んでおります。

(指名報酬委員会)

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、代表取締役社長及び独立社外取締役3名からなる指名報酬委員会を設置しております。

(2) 内部監査及び監査等委員会、会計監査の状況

当社の内部監査室は3名が在籍し、業務執行部門から完全に独立した組織であります。内部監査室においては、期初に定めた監査計画に基づく業務監査ならびに内部統制監査を実施し、それらの監査結果は代表取締役社長ならびに監査等委員会に報告しております。また、内部監査室は監査等委員会ならびに会計監査人とも適宜会合を開催するなど緊密な連携を図っております。

当社の監査等委員会は、内部統制システムを活用した監査を実施するとともに社内で開催される重要な会議に出席するほか、必要に応じて業務執行部門（子会社含む）から事業の報告を受けるなど、当社の財産の状況に関する調査の実施を通して、各業務執行取締役ならびに業務執行部門に対する監督・監査機能を十分に果たしております。そのほか、内部監査室ならびに会計監査人との会合を適宜開催し、相互に情報交換を図るなど緊密な連携を図っております。

また、監査等委員会は、内部監査室が実施した内部統制監査の結果について報告を受けるほか、内部統制システムの整備・体制の状況を監視、検証するとともに、内部統制部門への必要な助言ならびに指導等を行っております。

2. 報酬決定については以下の通りであります。

当社は、取締役の報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、代表取締役社長及び独立社外取締役3名からなる「指名報酬委員会」を設置しております。

指名報酬委員会は、取締役の報酬等、及び監査等委員の報酬限度額を審議し、取締役会に答申します。

業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、定額報酬と業績連動報酬の2本立てとしています。定額報酬部分は、業務執行における経験や責任の範囲に応じて決定し、業績連動部分は、単年度の営業利益率をベースとして決定されます。単年度の数値目標をベースとしますが、それぞれの数値は中期経営計画のマイルストーンを構成するため、結果として持続的な成長が可能となる仕組みとなっております。

なお、役員に対する退職慰労金制度は、2005年8月に廃止しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、複数の社外取締役の選任、及び監査等委員である取締役により構成される監査等委員会による監査により、経営の透明性、健全性、効率性の向上を図っております。また、意思決定の迅速化による経営の効率性向上のため、取締役会から代表取締役社長への一部権限の委譲を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、当社の事業内容、ならびに経営の効率性及び透明性の観点から、現時点において最適であり、当社の企業価値の向上に資するものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年5月期の定時株主総会においては、開催日の約3週間前に発送しております。また、招集通知の発送6日前に当社ホームページ及び東京証券取引所ウェブサイト上に内容を掲載し、早期の情報開示に努めました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は、毎年8月下旬に設定しております。
その他	毎年、株主総会後に株主懇談会を実施し、株主の皆様と建設的な意見交換を行っておりますが、2020年5月期の定時株主総会においては、新型コロナウイルス感染リスク回避の観点から、中止といたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を開催しております。また、随時、スモールミーティングや個別ミーティングを実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催のカンファレンスに参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	一連のIR資料を掲載しております。 URL: https://www.honeys.co.jp/ir	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当部署となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様の理解を促進し、適正な評価をいただくため、当社に関する重要情報の適時・適切な開示を定めた適時開示方針を作成しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	国内外において、学生及び新社会人に対し、職場体験の機会を提供しております。また、地域の体験型経済教育施設に出店し、子供たちの「未来」を育む教育活動を支援しております。 マラソン大会など地域の催しにも積極的に協賛し、地域社会の発展と融和に貢献しております。
その他	役員への女性の登用状況につきましては、取締役執行役員として1名選任しております。また、当社では、女性の就業を支援するため、仕事と育児の両立に向けた制度として短時間勤務制度や保育料補助制度を導入するなど積極的に取り組んでいます。なお、日本セグメントにおける社員及び管理職に占める女性比率は2020年5月末時点で以下の通りとなっております。 ・女性社員比率 : 95.1 % ・管理職に占める女性比率 : 26.8%

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社の経営戦略は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」に記載しました経営理念をベースにおいて組み立てられていますが、「お客様を中心に据えて事業を拡大していく」という経営理念を実現するためには、経営の有効性・効率性を高め、財務報告書の信頼性を確保し、事業に関する法令等の遵守を促すなど、内部統制システムの向上がより重要な役割を果たすものと認識しています。

従いまして、当社ならびに当社グループ会社は、役職員はもとより、パート従業員に至るまで、すべてのレベルで業務の適正を確保するため、経営陣が率先して内部統制システムの構築を進めてまいります。

2. 業務の適正を確保するための体制

当社は次の通り内部統制システム構築の基本方針を制定するとともに、これに則った業務の適正を確保するための体制整備を行っております。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ、当社は、「私たちの行動指針」、「ハニーズグループ法令遵守マニュアル（役員用）」を制定し、代表取締役社長及び取締役が率先してその精神を実践し、役職員に伝えることによって、関係法令の遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

ロ、取締役会は、業務執行取締役の中から法令遵守担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、教育、及び問題点の把握に努める。

ハ、法令遵守担当取締役を委員長、法令遵守担当部長を事務局とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、結果を取締役に報告する。

ニ、法令遵守担当者、取締役、従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに法令遵守担当部長に報告しなければならない。報告を受けた法令遵守担当部長は、法令遵守担当取締役と協議し、内容を調査したうえで再発防止策を含め適切な対応を図る。なお、通報者の匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ、代表取締役社長は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する文書管理担当部長を任命する。

ロ、文書管理担当部長は、文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電子媒体に記録し、定められた場所に、定められた期間保存する。

ハ、取締役は、常時、これらの保存文書等を閲覧できるものとする。なお、文書管理規程を変更する場合は、事前に、監査等委員会の承認を受けるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ、経営に重大な影響を及ぼすリスクを、全社横断的に把握し、適正に管理・対処していくため、リスク管理規程を制定する。

ロ、リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、管理部門担当取締役を委員長、各部室長を構成員、総務部を事務局とするリスク管理委員会を設置する。

ハ、リスク管理委員会は、当社が業務を遂行していくうえで発生する可能性のあるリスクを、そのリスク特性に応じて分類し、リスク種類ごとに管理を行う所管部署を決定する。

ニ、リスク所管部署は、所管するリスクについて、リスクを発生させない仕組み、リスクの管理方法、許容できるリスクの量などを検討し、リスク管理委員会に報告する。

ホ、リスク管理委員会は、全社横断的なリスク状況、リスク対応方針等を取りまとめ、取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを通じて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

イ、執行役員制度を導入し、戦略決定・経営監督機能と業務執行機能を明確に区分して効率的な業務運営を行う。

ロ、業務執行取締役、執行役員ならびに部門責任者を構成員とする執行役員会議を設置するほか、業務執行に関わる重要事項を評議するための各種会議体を設置する。

ハ、取締役会規程、職務権限規程による意思決定、判断ルールの明確化を図る。

ニ、取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく年間業績目標と予算策定、ITを活用した月次業績管理を実施する。

ホ、取締役会及び執行役員会議による月次業績レビューと改善策の実施を図る。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、「私たちの行動指針」、「ハニーズグループ法令遵守マニュアル(従業員用)」を制定し、代表取締役社長が率先してその精神を従業員に伝えることによって、関係法令の遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

ロ. 取締役会は、法令遵守担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、教育、及び問題点の把握に努める。

ハ. 法令遵守担当取締役を委員長、法令遵守担当部長を事務局とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、結果を取締役に報告する。

ニ. 法令遵守担当者、取締役及び従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに法令遵守担当部長に報告しなければならない。報告を受けた法令遵守担当部長は、法令遵守担当取締役と協議し、内容を調査したうえで再発防止策を含め適切な対応を図る。なお、通報者の匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

ホ. 内部監査室は、内部監査規程に基づき、従業員の職務遂行状況について合法性、合理性、信頼性の観点から評価するとともに、法令、定款の重大な違反に関し、モニタリングを行い、結果を代表取締役社長ならびに監査等委員会に報告する。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団(以下、「当社グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社グループの業務の適正に関して責任を負う担当取締役を業務執行取締役の中から任命し、担当部署を設置する。

ロ. 当社が定める法令遵法体制、リスク管理体制等の内部統制機能は、当社グループ全体を規定するものである。

ハ. 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

ニ. 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を監査等委員会のほか担当取締役及び担当部署に報告し、担当部署は、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(7) 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役に報告する。

(8) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、内部監査室所属の従業員を、監査等委員会を補助する従業員とする。

ロ. 監査等委員会は、内部監査室所属の従業員に対して、監査業務上必要な事項を命令することができる。

(9) 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より、監査業務上必要な事項の命令を受けた内部監査室所属の従業員は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

(10) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 取締役または従業員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な信用失墜や損害を及ぼす恐れのある事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為が発生した場合は、遅滞なく報告する。

ロ. 内部監査室が行う監査結果や内部通報制度による通報の状況についても報告する。

(11) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査等委員会へ報告を行った当社グループの監査等委員以外の取締役、使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(12) 監査等委員である取締役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払等の請求があった場合はこれに応じる。

(13) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は、業務執行の監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うとともに、執行役員会議など業務執行部門の重要な会議に出席する。

ロ. 監査等委員会と会計監査人が相互に連携を保ち、効率的な監査のできる体制を確保する。

ハ. 監査等委員会が、必要に応じて、専門の弁護士、公認会計士等を任用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼし、経済活動にも障害となる反社会的勢力との一切の関係を遮断することを行動規範等の社内規定に明記し、そうした反社会的勢力ならびに団体による不当な要求には断固とした態度でこれを拒絶します。

反社会的勢力による不当な要求に対しては、総務部を対応統括部署として、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関との緊密な連携により、関係部門との協議のうえ対応いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制

1. 適時開示方針

当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価をいただくために、適時開示方針を定め公表しています。

2. 適時開示体制

当社は、情報開示担当部署を経営企画室とし、情報開示担当取締役が関連部門と密接な連携の下に、適時開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集します。経営企画室の適時開示担当者は、東京証券取引所が主催する「適時開示セミナー」等へ出席し、適時開示制度に関する理解を深めています。

3. 情報の正確性・適法性の確保

経営企画室は、情報の正確性を確保するとともに、関連法令、上場規程等を遵守し、適時開示業務を遂行します。

経理部、総務部、人事部等関連部門は、情報の正確性、適法性の確認に加え、内容の十分性、明瞭性にも配慮して開示資料を作成し、経営企画室が内容を精査したうえで、取締役会に諮り公表します。

4. 適時開示の方法

情報の開示は、有価証券上場規程に従い、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDネット）を通じて行い、公表の公平性を確保します。

5. インサイダー取引の禁止

当社は、法令遵守マニュアルを定め、インサイダー取引を禁止しています。法令遵守マニュアルは当社のすべての役職員を対象とし、「インサイダー情報」の管理及び開示方法を厳格に定めています。

当社コーポレート・ガバナンス体制

